

岡山県県産材利用促進指針

平成29年5月 策定

岡 山 県

目 次

頁

第1章 指針策定の趣旨等	1
1 指針の趣旨		
2 指針の位置付け		
3 指針の実施期間		
第2章 基本的事項	1
1 県産材の利用の促進に関する基本的方向と目標		
2 県産材の利用の促進のために実施する施策		
3 県が整備する公共建築物における県産材の利用の目標		
第3章 指針の推進に向けての取組	4
1 推進体制の整備		
2 市町村との連携		
3 施策の実施状況の公表		
○ 公共建築物における県産材の利用の促進に関する基本的事項	5
○ 県産材需要拡大の推進体制	7
○ 県産材の利用の促進の意義	8
◎ 岡山県県産材利用促進条例	10
(平成29年岡山県条例第30号)		
◎ 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針	12
(平成29年6月16日 農林水産省 国土交通省告示第1号)		
◎ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律	22
(平成22年法律第36号)		

岡山県県産材利用促進指針

平成29年5月31日策定

第1章 指針策定の趣旨等

1 指針の趣旨

岡山県県産材利用促進指針（以下「指針」という。）は、岡山県県産材利用促進条例（平成29年岡山県条例第30号。以下「条例」という。）第7条の規定により、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、県産材の利用の促進に関する基本的事項、県産材の利用に関する目標、その他県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するために必要な事項を定めるものである。

2 指針の位置付け

県が定める新晴れの国おかやま生き生きプラン（以下「新プラン」という。）及び2-1おかやま森林・林業ビジョン（以下「ビジョン」という。）とその目標を共有し、県産材の利用を促進する指針とする。

また、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第7条の規定により定められた公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号）に即した公共建築物等への県産材の利用の促進に関する指針とする。

3 指針の実施期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とし、条例第7条第4項の規定により、5年ごとに見直しを行うものとする。

第2章 基本的事項

1 県産材の利用の促進に関する基本的方向と目標

本県のヒノキ丸太の生産量は、平成24年から4年連続で日本一になるなど、県内の人工林資源は本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源の循環利用が重要となっている。

このため、新プラン及びビジョンに掲げる県産材生産量530千 m^3 /年の達成に資するため、供給体制の整備を推進するとともに、中高層建築物への新たな需要が期待されるCLT^(※)等新製品の利用の促進や品質・性能に優れた県産材の国内外への需要拡大及び林地残材の利用の促進を図るものとする。

※ Cross Laminated Timberの略。直交集成板。ひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品

(1) 県の取組

県は、自ら率先してその整備する公共建築物における県産材の利用に努めるとともに、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施し、県産材の利用促進を図る上で主導的な役割を果たすものとする。

(2) 県民等の理解及び協力

県民及び事業者は、県産材の利用の促進が県内の林業を活性化させ、森林の適切な管理を促進することについての理解を深めるとともに、その日常生活及び事業活動を通じて、県産材の利用に協力するよう努めるものとする。

(3) 関係事業者相互の連携及び協力

林業、木材の製造若しくは流通又は建築物の設計若しくは施工に関する事業を営む者は、県産材の利用が促進されるよう、相互に連携を図りながら、県民等のニーズを的確に把握するとともに、これらニーズに対応した県産材の供給及びその品質等に関する情報の提供、県産材の具体的な利用方法の提案等について協力するよう努めるものとする。

(4) 市町村の役割

市町村は、法第9条の規定により策定した市町村区域内の公共建築物における県産材等の利用の促進に関する方針（以下、「市町村方針」という。）に基づき、自ら整備する公共建築物の木造化を促進するとともに、地方公共団体以外の者が整備する公共建築物においても、積極的に県産材が利用されるよう、事業者幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るものとする。

2 県産材の利用の促進のために実施する施策

(1) 公共建築物への利用促進

広く県民に対して、木と触れあい木の良さを実感する機会を幅広く提供し、木材の特性やその利用の促進の意義についての理解の醸成を効果的に図るため、公共性の高い公共建築物（地方公共団体以外の者が整備する建築物を含む。）において、県産材の利用を促進する。

なお、公共建築物の整備における県産材の利用の促進については、別記「公共建築物における県産材の利用の促進に関する基本的事項」によるものとする。

(2) 木造住宅等の普及促進

住宅等建築物の建築材料としての利用が、県産材需要の大半を占めていることから、木造住宅の普及と品質・性能に優れた県産乾燥材の積極的な利用を促進するものとする。

(3) 販路開拓の促進

県産材の新たな販路の拡大を図るため、県内外の販路開拓や今後需要の拡大が見込まれる海外への輸出を促進するものとする。

(4) CLT等の普及促進

中高層建築物への新たな需要が期待される県内で製造されたCLT等新製品の普及を図るため、公共建築物や展示効果の高い施設等での利用を促進するものとする。

(5) 県民等への普及・PR

県産材の利用の促進が、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、県内の林業を活性化させ、森林の適切な管理を促進することにより、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるとともに、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に資すること等を普及・PRするものとする。

3 県が整備する公共建築物における県産材の利用の目標

法第4条に定める地方公共団体の責務及び条例の趣旨を踏まえ、県産材の率先利用を行うこととし、指針の実施期間に、県が整備する公共建築物における県産材の利用目標量を次のとおり定め、利用状況を毎年公表する。

県が整備する公共建築物における県産材の利用目標量

(単位：m³、%)

現況の年間利用量(A) (平成23～27年度の平均)	5年間の目標量(累計) (平成29～33年度)	単年度平均(B) (伸び率：(B)/(A))
442	2,425	485(110)

※利用目標量には、木製品の導入等を含む。

- (1) 法令上の制限等により木造化が困難な場合を除き、地上2階建て以下かつ延べ床面積が3,000㎡以下の建築物は木造化を図る。
また、3階建て以上の建築物については、混構造とする場合を含め、CLTの積極的な利用を検討する。
- (2) 木造・非木造にかかわらず、木質化が可能な床や壁等の内装材については、法令上の制限等がある場合を除き、積極的に木質化を図る。
- (3) 県民に健康的で安らぎのある公共空間を供する施設や地域のシンボリックな施設、多くの県民の利用が見込まれる施設は、より積極的に木造・木質化に努める。

第3章 指針の推進に向けての取組

1 推進体制の整備

県は、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、「岡山県木材需要拡大推進会議」において、関係機関との円滑な連絡調整等を行うものとする。

2 市町村との連携

市町村が、市町村方針に基づき、自ら整備する建築物へ県産材を利用するに当たって、県は、情報提供、助言その他の必要な協力を行うなど、連携した県産材の利用の促進の取組を行うものとする。

3 施策の実施状況の公表

県は、毎年、県産材の利用の促進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(別記)

公共建築物における県産材の利用の促進に関する基本的事項

1 県産材の利用を促進する公共建築物

公共建築物を整備する者は、県産材の積極的な利用に努めるものとする。

指針における公共建築物とは、広く県民の利用に供される公共性の高い建築物をいう（地方公共団体以外の者が整備する建築物も含む。）。

公 共 建 築 物（地方公共団体以外の者が整備する建築物を含む。）			
教育施設	幼稚園、学校等	運動施設	体育館、水泳場等
社会福祉施設	老人ホーム、保育所等	住宅施設	公営住宅、職員住宅等
社会教育施設	図書館、公民館等	行政施設	庁舎等
医療施設	病院・診療所	その他公共交通機関の施設及び休憩所等	

2 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

低層の公共建築物を整備する者は、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること、又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる場合を除き、木造化に努めるものとする。

ただし、木造と非木造の混構造とすることが、耐火性や強度に優れ、間取りなど建築設計の幅も広がる場合には、その採用について検討するものとする。また、災害時の活動拠点等に必要な施設、治安上等の目的等から木造以外とすべき施設については対象外とする。

○木造化が困難な場合の例

- ①建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な場合
- ②著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合
- ③施設の内容や、構造に要求される性能・耐久性により、木材の利用が困難な場合
- ④施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な場合
- ⑤その他、木造化することが困難な場合

3 施策の具体的方向

公共建築物を整備する者は、建築材料はもとより、公共工事など建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としても、県産材の利用に努めるものとする。

(1) 公共建築物

原則、木造化とし、木造化が困難と判断される場合でも内装等は木質化に努めるものとする。

(2) 公共土木工事

県産材を利用し、環境に配慮した自然共生型の工種・工法の採用に努めるものとする。

(3) その他

公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、県産材製品導入に努めるものとする。

暖房器具やボイラーを設置する場合は、県産材木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

[参考] 県産材の利用の促進の意義

1 森林の多面的機能の発揮

森林には、私たちが生きていくために欠かせない水を育む水源かん養機能や、大雨の時などに山くずれや洪水を防止する治山治水機能、また、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止や大気の浄化機能など、たくさんの公益的な機能を併せ持っています。

人工林の場合、それらの機能は人の手入れによってはじめて十分発揮されるもので、人の手入れが行き届いていない森林では、太陽の光が林内に差し込まず真っ暗となり、下草が繁茂しないため地表面の土壌が流れ出して、森林の機能を著しく低下させます。



水源かん養機能イメージ



土砂災害防止機能イメージ

私たちが木材、とりわけ県産材を利用することは、低迷している林業生産活動を活性化させ、森林の適切な管理が進み、森林の公益的機能がより発揮されやすい「健全な森林」へと導くことにつながります。



2 循環型社会への貢献

木材は、循環利用できる、再生産可能な資源です。木材を伐り出した山に再び木を植えて、森林を再生すれば、またそこから木材が生産されます。

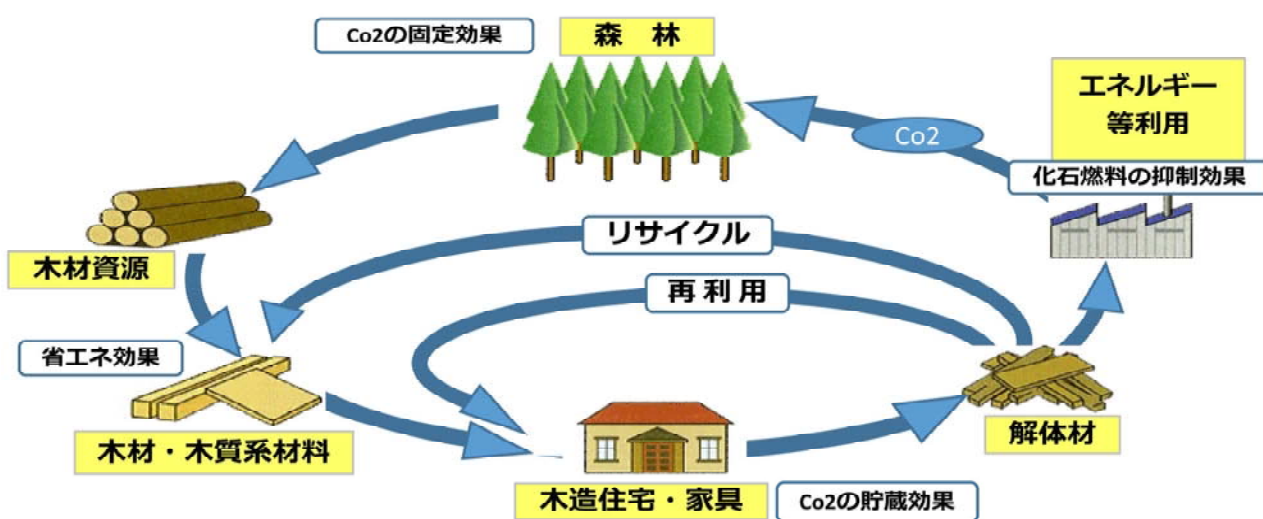
また、木材は鉄・アルミニウムなどの資材と比較して、製造・廃棄の過程で環境への負荷が少なく、さらに最近では、廃棄される前の木材をバイオマスエネルギーとして、熱や電気に変える技術も発達し、木材の有効利用が図られています。

このように、環境への負荷が少ない「循環型社会」を創出するためには、木材を積極的に使用していくことが必要です。



住宅 1 戸当たりの材料製造時の炭素放出量

(平成28年版 森林・林業白書から引用)



森林・木質資源の利用サイクル

岡山県県産材利用促進条例

平成29年岡山県条例第30号

木材は、快適で健康的な空間を提供するとともに、環境への負荷の少ない再生可能な循環型資源である。

また、木材を供給する森林は、木材の生産、水源の涵養、洪水及び土砂崩れの防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の様々な機能を有し、快適な生活環境の創造に欠くことができない重要な役割を担っている。

しかし、木材価格が長期的に低迷する中、森林所有者の経営意欲は低下し、森林が適正に整備されず、木材の安定供給への影響及び森林の有する公益的機能の低下が懸念されている。

一方、県内のヒノキ等の人工林は、本格的な利用期を迎えているものが多く、建築、土木、家具、建具その他従来からの用途に加え、新たな用途開発及び販路拡大への取組も進んでいる。

こうした中、豊富な森林資源の循環利用による林業の成長産業化の実現に向けて、今後とも、森林との関わりを深めながら、森林から多くの恵みを楽しむとともに、県民の貴重な財産である県内の森林をより良い姿で次の世代に引き継ぐためには、公共施設の木造化及び木質化はもとより、県産材を積極的に利用していく必要がある。

ここに、県産材の利用の促進についての基本理念を明らかにし、もって県産材の利用の促進に必要な施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、県産材の利用の促進について、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県産材の利用の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、これらの施策を総合的に推進し、健全な森林の育成並びに林業及び木材産業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県産材 県内で生産された木材をいう。
- 二 県産材の利用 建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として県産材を使用すること並びに県産材が使用された木製品を使用することをいう。

(基本理念)

第三条 県産材の利用の促進は、県産材の積極的な活用を通じた森林資源の循環利用により、水源の涵養、県土の保全、地球温暖化の防止その他森林の有する公益的機能を発揮させるとともに、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に資するよう行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県産材の利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民等の理解及び協力)

第五条 県民及び事業者は、県産材の利用の促進が県内の林業を活性化させ、森林の適切な管理を促進することについての理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、その日常生活及び事業活動を通じて、県産材の利用に協力するよう努めるものとする。

(関係事業者相互の連携及び協力)

第六条 林業、木材の製造若しくは流通又は建築物の設計若しくは施工に関する事業を営む者（以下「関係事業者」という。）は、基本理念にのっとり、県産材の利用が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(指針の策定)

第七条 知事は、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、県産材の利用の促進に関する指針（以下「指針」という。）を策定するものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 県産材の利用の促進に関する基本的事項

二 県産材の利用に関する目標

三 前二号に掲げるもののほか、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 知事は、第一項の規定により指針を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、市町村長に通知するものとする。

4 知事は、森林、林業、木材産業及び木材の利用を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、並びに県産材の利用の促進に関する施策について自ら行う評価を踏まえ、おおむね五年ごとに指針の見直しを行うこととする。

5 第三項の規定は、指針の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第八条 県は、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、県、市町村、森林所有者（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する森林所有者をいう。）、関係事業者等が意見を交換し、相互に協力することができる体制を整備するものとする。

(市町村に対する協力)

第九条 県は、市町村が県産材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他必要な協力を行うものとする。

(施策の実施状況の公表)

第十条 県は、毎年、県産材の利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

平成29年6月16日

農林水産省、国土交通省告示第1号

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向、公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標、基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものである。

第1 公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 公共建築物における木材の利用の促進の意義

(1) 木材の利用の促進の意義

森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、国民生活及び国民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

しかしながら、戦後植林された人工林資源が利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源の利用は低調であり、木材価格も低迷していること等から、林業生産活動は停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっている。

このような現状において、国産材（国内で生産された木材をいう。以下同じ。）の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。さらに、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有する資材である。加えて、近年、新たな木質部材に関する技術開発の進展も見られ、建築物における木材の利用について、新たな可能性も拡がりつつある。

このため、木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待される。

(2) 公共建築物における木材の利用の促進の効果

公共建築物については、木造率が低いなど木材の利用が低位にとどまっていることから、木材の利用の拡大を図る余地が大きく、潜在的な木材の需要が期待できる。

また、公共建築物は、広く国民一般の利用に供されるものであることから、木材の利用の促進を通じ、これら公共建築物を利用する多くの国民に対して、木と触れ合い木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。とりわけ、国及び地方公共団体が、その整備する公共建築物において、新たな木質部材を含む木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について国民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

このようなことから、公共建築物に重点を置いて木材の利用の促進を図ることにより、公共建築物における木材の利用の拡大という直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 公共建築物における木材の利用の促進の基本的方向

公共建築物の整備においては、過去、森林資源の枯渇への懸念や不燃化の徹底等から木材の利用が抑制された時期があり、現在に至っても木材の利用は低位にとどまっている。

このため、1の公共建築物における木材の利用の促進の意義を踏まえ、非木造化を指向してきた過去の考え方を抜本的に転換し、公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化（注）を図るとの考え方の下で、以下の基本的方向に沿って公共建築物における木材の利用の促進を図るものとする。

(1) 国の取組

国は、法第3条に規定する国の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めるとともに、公共建築物における木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するなど、公共建築物における木材の利用の促進を図る上で主導的な役割を果たすことが求められている。

このため、各省各庁の長は、法第7条第2項第4号に規定する公共建築物における木材の利用の促進のための計画（以下「各省計画」という。）に基づき、率先して公共建築物における木材の利用に努めるとともに、相互に連携し、地方公共団体その他の関係者の協力も得つつ、公共建築物における木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図るものとする。

また、国は、公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、公共建築物の整備の用に供する木材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、地方公共団体、木材製造業者その他の関係者の協力を得つつ、当該木材の品質の確保や安定的な供給の確保に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

さらに、農林水産大臣及び国土交通大臣は、法第7条第7項の規定に基づき、第3の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当

該目標の達成状況その他の本基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を毎年1回取りまとめるとともに、当該実施状況を踏まえて講ずべき措置と併せ公表するものとする。

加えて、国は、各地域における木材の利用の促進に資する有益な情報や、木材の利用に関する優良事例等を取りまとめ、地方公共団体に対し共有するものとする。

これにより、公共建築物における木材の利用のより効果的な促進に資することはもとより、公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進にもつなげていくものとする。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、当該地方公共団体の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。

このため、地方公共団体は、積極的に法第8条に規定する都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「都道府県方針」という。）又は法第9条に規定する市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「市町村方針」という。）を作成することが期待される。

また、地方公共団体は、その整備する公共建築物における木材の利用の促進に取り組むほか、都道府県方針又は市町村方針を作成した場合には、その公表に努めるとともに、当該方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を定期的に把握し、木材の利用の促進に向けた課題について分析を行った上で、その結果について積極的に明らかにするよう努めるものとする。

さらに、地方公共団体は、上記の分析結果や情勢の推移等により必要が生じたときは、都道府県方針又は市町村方針を変更するよう努めるものとする。

加えて、地方公共団体においては都道府県と市町村相互の連携を緊密にすることにより、例えば公共建築物を整備しようとする市町村に対し、都道府県が木材の調達について区域内の情報や木材の利用に関する専門的な知見を提供するなど、木材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

(3) 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携

国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本基本方針及び都道府県方針又は市町村方針を踏まえ、国又は地方公共団体が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における木材の利用の促進及び公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に努めるものとする。

例えば、公共建築物を整備する者にとっては、公共建築物における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、その整備する公共建築物において積極的に木材を利用するよう努めるものとする。また、木材製造業者その他の木材の生産又は供給に携わる者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にとっては、国又は地方公共団体を含め、相互に連携しつつ、公共建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらニーズに対応した高品質で安価な木材の供給及びその

品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

(4) 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国又は地方公共団体が講ずる関連施策に協力しつつ、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、公共建築物を整備する者は、その整備する公共建築物において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第2条第1項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

(5) 国民の理解の醸成

国及び地方公共団体は、公共建築物における木材の利用を効果的に促進するとともに木材の利用の促進に向けた国民各層の自発的な努力を促していくためには、木材の利用の促進に関する国民の理解の醸成が不可欠であることを踏まえ、公共建築物における木材の利用の促進の意義等について国民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

(注) この基本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く国民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図

書館、公民館等)、公営住宅等の建築物のほか、国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

(2) 国又は地方公共団体以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く国民に利用され、国民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所、福祉ホーム等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、青年の家等)、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所(併設される商業施設を除く。)の建築物が含まれる。

2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に3の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。また、建築物における木材の需要の拡大のため、CLT(直交集成板)や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用を努めるものとする。

さらに、建築材料以外の木材の利用の促進の観点からは、公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。さらに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

このため、国及び地方公共団体は、第1の2の公共建築物における木材の利用の促進の基本的方向を踏まえ、関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携の促進を図りつつ、法に基づく木材製造の高度化に関する計画の認定、公共建築物における木材の利用を担う設計者や木材の加工技術者その他の人材の育成、強度や耐火性に優れた木材や木材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発・普及、公共建築物の利用に適した木材の供給体制の整備、公共建築物における木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供その他の施策の総合的な展開を図られるよう努めるものとする。

また、国及び地方公共団体は、カーボン・フットプリント(CFP)やライフサイクル・アセスメント(LCA)等を活用し、国産材その他の木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果を定量的・客観的に示す手法の開発・普及、公共建築物における木材の利用がその利用者の心理面、情緒面及び健康面に及ぼす効果に関する調査研究等に努めるものとする。

なお、公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、世界貿易機関(WTO)政府調達協定その他の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障

害とならないように留意するものとする。

3 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

木造建築物をめぐっては、平成12年の建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正により、一定の性能を満たせば建築が可能となる、いわゆる性能規定化が進み、特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても、国土交通大臣の認定を受けた構造方式を採用するなどにより木造化することが可能となるなど、木造建築の可能性が大きく広がっている。

しかしながら、中高層の建築物や面積規模の大きい建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコストの面で木造化が困難な場合もあり、特に構造計画の面では、更なる技術的な知見の蓄積が必要な状況にある。

このため、公共建築物の整備においては、1の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

なお、平成26年6月4日に木造建築関連基準の見直しを含む建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）が公布され、平成27年6月1日に施行された。これにより、3階建ての木造の学校や延べ面積3,000平方メートルを超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことから、当該基準の見直しに係る公共建築物についても、積極的に木造化を促進するものとする。

また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、近年進展の見られる木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木質耐火部材の活用等により木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

さらに、平成28年3月及び4月には、CLTに関する建築基準法に基づく告示（強度、一般的な設計方法等）が公布・施行され、これにより、一般的なCLTパネル工法による建築物については国土交通大臣による個別の認定が不要となり通常の建築確認手続で

建築できるようになるとともに、CLT等の面材を燃えしろ設計で利用できるようになった。これらを踏まえ、同工法の採用や部分的なCLTの活用により、木材の利用の促進の契機となることが期待される公共建築物についても、木造化を促進するものとする。

第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、第2の3の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとする。

また、国は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、大臣その他の幹部職員の執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。

さらに、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLT、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組むものとする。

加えて、国は、その整備する全ての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとするを目標とする。

第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

各省計画においては、本基本方針を踏まえ、国が整備する公共建築物のうち各省各庁の長の所管に属するものにおける木材の利用の促進が効果的に図られることを旨として、以下の事項を定めるものとする。

(1) 所管に属する公共建築物における木材の利用の方針

所管に属する公共建築物に求められる機能、各省各庁が所掌する事務又は事業の性質等を勘案し、当該公共建築物の木造化及び内装等の木質化、当該公共建築物における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用並びに木質バイオマスの利用の方針を定めるものとする。

(2) 所管に属する公共建築物における木材の利用の目標

第3の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標及び(1)の方針を踏まえ、木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を促進する公共建築物

の部分、利用の促進を図る木製の備品等の種類を明確にするなどにより、可能な限り具体的に記載するものとする。

(3) その他各省計画に基づく取組の推進のために必要な事項

各省各庁における各省計画に基づく取組の推進体制等について定めるものとする。

第5 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給に携わる者の責務

公共建築物における木材の利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった公共建築物の構造的特性に対応した長尺・大断面の木材等の公共建築物における利用に適した木材、合法伐採木材等並びにCLT及び木質耐火部材等の新たな木質部材が、低コストで円滑に供給される必要がある。

このため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、国は、地方公共団体とも連携し、これら木材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の的確な運用をはじめとする必要な施策の着実な推進を図るものとする。

2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項

法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の内容は、以下の全てを満たすものとする。

(1) 木材製造の高度化の目標及び内容（公共建築物の整備の用に供する木材の製造の用に供する施設を整備しようとする場合にあっては、当該施設の種類及び規模を含む。以下同じ。）

木材製造の高度化の目標については、当該木材製造の高度化に取り組む結果、公共建築物の整備の用に供する木材の供給の担い手として十分な能力を有することとなるよう、具体的に定められていること。

また、木材製造の高度化の内容については、公共建築物の整備の用に供する木材の製造の用に供する施設を整備その他の木材製造の高度化のために講ずる措置及び当該措置の実施体制について具体的に定められているとともに、当該措置について、年次計画が具体的に記載されたものであること。

なお、木材製造の高度化の内容は、以下を満たすものであること。

- ① 現有の施設・機械の活用を含め、公共建築物における利用に適した木材の適切な供給に必要な製造能力を有する種類及び規模の施設・機械の整備が図られるものであること。
- ② 森林の適正な整備を図る上で支障のない木材の確実な供給のため、原木の調達に

当たって合法性等に係る証明の確認の徹底等が図られるものであること。

③ 木材製造の高度化に関する目標の達成に必要な知識又は技術を有する人材の確保等が図られるものであること。

④ 建築基準法に基づくシックハウス対策等に係る建築材料に該当する木材を製造する場合にあっては、当該木材の製造に当たり、適切なシックハウス対策を講ずるために必要な施設の整備及び人材の確保等が図られるものであること。

(2) 木材製造の高度化の実施期間

5年以内であること。なお、木材製造の高度化の実施期間は、木材製造の高度化のために講ずる措置の全てを実施し、木材製造の高度化の目標を達成するのに要する期間とする。

(3) 木材製造の高度化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

木材製造の高度化のために講ずる措置の全てを実施するのに十分な資金が、当該措置を講じようとする時期（年次）に適切に調達できると見込まれるものであること。

3 公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や木材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

また、国は、法第14条の規定に基づく国有の試験研究施設に係る使用料の減額のほか、新たな製品の開発や高性能な木材製品の製造に資する施設・機械の整備に対する支援に努め、木材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るとともに、木材の加工技術者等の人材育成に必要な施策を推進するものとする。

第6 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項

地方公共団体は、都道府県方針又は市町村方針を作成する場合には、この基本方針（市町村方針を作成する場合には、当該市町村の区域をその区域に含む都道府県が定める都道府県方針）に即し、地域の実情及び関係者の役割分担等も踏まえて、当該地方公共団体の区域内の公共建築物における木材の利用の促進のために講ずるべき施策等について具体的に記述するものとする。

この場合、これら施策と学校教育や社会教育、社会福祉、医療、都市計画、住宅・建築など公共建築物の整備に関連する分野の施策との調和・連携の確保、必ずしも都道府県又は市町村の区域にとどまらない広域的な視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備、森林法に基づく地域森林計画、市町村森林整備計画等に即した森林の適正な整備の推進等に留意する必要がある。

また、都道府県又は市町村以外の者が整備する公共建築物においても積極的に木材が利用されるよう、これら都道府県又は市町村以外の公共建築物の整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう留意する必要がある。

なお、都道府県又は市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標について

は、木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を促進する公共建築物の部分、利用の促進を図る木製の備品等の種類を明確にするなどにより、可能な限り具体的に記載するものとする。

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数については木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

さらに、備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

加えて、公共建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する必要がある。

3 公共建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

国は、公共建築物における木材の利用の促進を効果的に図っていくため、各省各庁間の円滑な連絡調整、公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の検討等を行う関係省庁等連絡会議を設置する。

また、地方公共団体は、自ら整備する公共建築物における木材の利用の促進等のために、財政担当部局、事業担当部局、営繕担当部局、林業・木材産業担当部局、環境担当部局等の関係部局横断的な木材利用促進連絡会議を設置するよう努めるものとする。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

平成22年法律第36号

目 次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 公共建築物における木材の利用の促進に関する施策（第7条～第16条）

第3章 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策（第17条～第20条）

附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この法律は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等にかんがみ、公共建築物等における木材の利用を促進するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する措置を講ずること等により、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「公共建築物」とは、次に掲げる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）をいう。

(1) 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

(2) 国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他の前号に掲げる建築物に準ずる建築物として政令で定めるもの

2 この法律において「木材の利用」とは、建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として国内で生産された木材その他の木材を使用すること（これらの木材を使用した木製品を使用することを含む。）をいう。

3 この法律において「木材製造の高度化」とは、木材の製造を業として行う者が、公共建築物の整備の用に供する木材の製造のために必要な施設の整備、高度な知識又は技術を有する人材の確保その他の措置を行うことにより、公共建築物の整備の用に供する木材の供給能力の向上を図ることをいう。

(国の責務)

- 第3条** 国は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 国は、一般の利用に供されるものであることその他の前条第一項第一号に掲げる建築物の性質にかんがみ、木材に対する需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。
- 3 国は、木材に対する需要の増進を図るため、木材の利用の促進に係る取組を支援するために必要な財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 国は、木材の利用の促進に当たっては、公共建築物の整備等の用に供する木材が適切に供給されることが重要であることにかんがみ、木材製造の高度化の促進その他の公共建築物の整備等の用に供する木材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 国は、建築物における建築材料としての木材の利用を促進するため、木造の建築物に係る建築基準法等の規制の在り方について、木材の耐火性等に関する研究の成果、建築の専門家等の専門的な知見に基づく意見、諸外国における規制の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 6 国は、木材の利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の木材の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 7 国は、教育活動、広報活動等を通じて、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

- 第4条** 地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

(事業者の努力)

- 第5条** 事業者は、その事業活動等に関し、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

- 第6条** 国民は、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 公共建築物における木材の利用の促進に関する施策

(基本方針)

- 第7条** 農林水産大臣及び国土交通大臣は、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向
 - (2) 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
 - (3) 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標
 - (4) 基本方針に基づき各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。）が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項
 - (5) 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項
 - (6) その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項
- 3 基本方針は、公共建築物における木材の利用の状況、建築物における木材の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。
- 4 農林水産大臣及び国土交通大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 5 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議しなければならない。
- 6 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、各省各庁の長及び都道府県知事に通知しなければならない。
- 7 農林水産大臣及び国土交通大臣は、毎年1回、基本方針に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

（都道府県方針）

第8条 都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「都道府県方針」という。）を定めることができる。

- 2 都道府県方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
 - (2) 当該都道府県が整備する公共建築物における木材の利用の目標
 - (3) 当該都道府県の区域内における公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項
 - (4) その他当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県知事は、都道府県方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

（市町村方針）

第9条 市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下この条において「市町村方針」という。）を定めることができる。

- 2 市町村方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
 - (2) 当該市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標
 - (3) その他当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項
- 3 市町村方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該市町村の区域内における公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項を定めることができる。
- 4 市町村は、市町村方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(木材製造高度化計画の認定)

第10条 木材の製造を業として行う者は、木材製造の高度化に関する計画（以下「木材製造高度化計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その木材製造高度化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 木材製造高度化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 木材製造の高度化の目標
 - (2) 木材製造の高度化の内容及び実施期間
 - (3) 公共建築物の整備の用に供する木材の製造の用に供する施設を整備しようとする場合にあっては、当該施設の種類及び規模
 - (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林（同法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林（森林法第2条第1項に規定する森林をいう。第四項において同じ。）を除く。）において前号の施設を整備するために開発行為（森林法第10条の2第1項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）をしようとする場合にあっては、当該施設の位置、配置及び構造
 - (5) 木材製造の高度化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その木材製造高度化計画が基本方針に照らし適切なものであり、かつ、木材製造の高度化を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 4 農林水産大臣は、第2項第4号に掲げる事項が記載された木材製造高度化計画について第1項の認定をしようとするときは、第2項第3号及び第4号に掲げる事項について、同項第3号の施設の整備の用に供する森林の所在地を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該施設を整備するための開発行為が森林法第10条の2第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

5 都道府県知事は、前項の同意をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(木材製造高度化計画の変更等)

第11条 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定木材製造業者」という。）は、当該認定に係る木材製造高度化計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定木材製造業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、認定木材製造業者が前条第1項の認定に係る木材製造高度化計画（第1項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定木材製造高度化計画」という。）に従って木材製造の高度化を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の認定について準用する。

(林業・木材産業改善資金助成法の特例)

第12条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第2条第1項の林業・木材産業改善資金であって、認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画に従って木材製造の高度化を行うのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同法第5条第1項の規定にかかわらず、12年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(森林法の特例)

第13条 認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画（第10条第2項第4号に掲げる事項が記載されたものに限る。）に従って同項第3号の施設を整備するため開発行為を行う場合には、森林法第10条の2第1項の許可があったものとみなす。

(国有施設の使用)

第14条 国は、政令で定めるところにより、公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する試験研究を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において、公共建築物における木材の利用の促進を図るため特に必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

(報告の徴収)

第15条 農林水産大臣は、認定木材製造業者に対し、認定木材製造高度化計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第16条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第3章 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策

(住宅における木材の利用)

第17条 国及び地方公共団体は、木材が断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果が高いこと、国民の木造住宅への志向が強いこと、木材の利用が地域経済の活性化に貢献するものであること等にかんがみ、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、木造住宅を建築する者に対する情報の提供等の援助、木造住宅に関する展示会の開催その他のその需要の開拓のための支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共施設に係る工作物における景観の向上及び癒^{いや}しの醸成のための木材の利用)

第18条 国及び地方公共団体は、木材を利用したガードレール、高速道路の遮音壁、公園の柵^{さく}その他の公共施設に係る工作物を設置することが、その周囲における良好な景観の形成に資するとともに、利用者等を癒^{いや}すものであることにかんがみ、それらの木材を利用した工作物の設置を促進するため、木材を利用したそれらの工作物を設置する者に対する技術的な助言、情報の提供等の援助その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(木質バイオマスの製品利用)

第19条 国及び地方公共団体は、バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭（以下「化石資源」という。）を除く。）をいう。）のうち木に由来するもの（以下「木質バイオマス」という。）について、パルプ、紙等の製品の原材料としての利用等従来から行われている利用の促進を図るほか、その用途の拡大及び多段階の利用（まず製品の原材料として利用し、再使用し、及び再生利用し、最終的にエネルギー源として利用することをいう。）を図ることにより製品の原材料として最大限利用することができるよう、木質バイオマスを化学的方法又は生物的作用を利用する方法等によって処理することによりプラスチックを製造する技術等の研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(木質バイオマスのエネルギー利用)

第20条 国及び地方公共団体は、木質バイオマスを化石資源の代替エネルギーとして利用することが二酸化炭素の排出の抑制及び木の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマスの有効な利用に資すること等にかんがみ、木質バイオマスをエネルギー源として利用することを促進するため、公共施設等におけるその利用の促進、木質バイオマスのエネルギー源としての利用に係る情報の提供、技術等の研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第2条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 植林、育林、伐採、木材利用及び再植林という森林の循環を促進することにより森林の有する地球温暖化の防止等の機能が十分に発揮されるとともに、木材の建築材料等としての利用を促進することにより二酸化炭素の大気中への排出等が抑制されるよう木材利用を促進すること。
- 2 木材の利用により化石資源の消費が抑制されるとともに、木材の多段階の利用の促進を通じて廃棄物の排出が抑制されるなど環境への負荷が低減されることにより、循環型社会の形成に貢献することを旨として、木材利用を促進すること。
- 3 木材の利用による森林の循環を促進することにより、国土の保全、水源のかん養その他の森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう木材利用を促進すること。
- 4 木材の地産地消等により、木材関連事業の振興を促進し、併せて安定的な雇用の増大を図り、山村をはじめとする地域の経済の活性化に貢献することを旨として、木材利用を促進すること。
- 5 建築基準法等の規制についての本委員会の審査における具体的な問題点の指摘等を踏まえ、速やかに、本法第3条第5項の検討を行い、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずること。

右決議する。